

<報道発表資料>

.....
カテゴリー:お知らせ

令和7年4月3日

「学校における働き方改革基本方針」の改定について

埼玉県教育委員会では、このたび、「学校における働き方改革基本方針」を改定しましたのでお知らせいたします。

1 計画改定の趣旨

県教育委員会では、令和元年9月に「学校における働き方改革基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定、令和4年4月に改定し、働き方改革を推進してまいりました。引き続き、教職員の負担軽減、ワーク・ライフ・バランスの改善、子供たちと向き合う時間の確保などの取組を進めるとともに、教職員にとって働きやすい、働きがいのある職場環境の確立を目指すため、令和6年度末に終期を迎える「基本方針」を改定いたします。

2 計画の期間

令和7年度から令和9年度まで（3年間）

3 計画の概要

(1) 目的

働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する

(2) 目標

【時間外在校等時間】

月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和9年度末までに
100%に

【ウェルビーイング】

「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立

4 資料の入手方法

下記の埼玉県ホームページからダウンロードできます。

【URL】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2207/fureaiday.html>